

「はかり(調剤用・体重計)」をお使いの 医療機関等 の皆様へ ～正しい「はかり(調剤用・体重計)」で、正確な調剤・検診等を～

医療機関や薬局等で行う調剤は、計量法に定める「取引」に該当し、また、健診等において測定した体重を健康診断票等に記載し、通知・報告等を行う場合は、計量法に定める「証明」に該当しますので、これらに使用する「はかり(調剤用・体重計)」については、以下の事項を遵守してください。

■ 検定証印等が付いていること

「取引又は証明」に使用する「はかり(調剤用・体重計)」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものでなければなりません。(計量法第16条)

これに違反すると、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。(計量法第172条)

検定証印等は、その「はかり(調剤用・体重計)」が計量関係法令に定められた基準を満たし、適正な「取引又は証明」に使用できる証です。



よくある誤り

左の「家庭用計量器基準適合マーク」が付いた「家庭用計量器」は、「取引又は証明」には使用できません。



■ 定期検査を受けていること

「取引又は証明」に使用している「はかり(調剤用・体重計)」は、2年毎に定期検査を受けなければなりません。(計量法第19条)

これに違反すると、50万円以下の罰金が科せられます。

(計量法第173条)

なお、定期検査に合格した「はかり(調剤用・体重計)」には、「定期検査済証印」が付いた合格シールが貼られます。定期検査受検後、引き続き「はかり(調剤用・体重計)」を「取引又は証明」に使用する場合は、この「合格シール」が貼られていることを確認してください。



合格シール
(定期検査済証印つき)

■ 正しく使うこと (水平・ゼロ点)

正しい値を得るためには「はかり(調剤用・体重計)」を正しく使用することが大切です。調剤や体重測定を行う前には、以下のことを必ず確認してください。

- ・「はかり(調剤用・体重計)」が傾いていないか?(はかりに付属する水平器で確認)
- ・「はかり(調剤用・体重計)」の表示値が「0」になっているか?(ゼロ点の確認)



水平器



■ 定期検査免除について

検定証印



2021. 1

基準適合証印



2021. 1

検定等を行った年月表示の翌月1日から1年を経過していない「はかり」については、定期検査が免除されます。

■ 定期検査の日程

期 日	場 所
令和4年8月2日(火)	松原市阿保1-1-1 松原市役所 1階市民ロビー
令和4年8月3日(水)	
令和4年8月4日(木)	
令和4年8月5日(金)	
令和4年8月8日(月)	

検査時間について、午前10時30分から午後3時30分までです。

(お 問 合 せ)

使っている「はかり」は、

- ★ 「検定証印」(基準適合証印)が見当たりません...
- ★ 「家庭用」の表示があります...
- ★ 「定期検査」を今までに受けたことがありません...
- ★ 「検定証印付体重計」を購入しました

上記に当てはまる方、そのほかこのご案内の内容や、その他「はかり」についてご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。



大阪府計量検定所 検査課

〒574-0055 大東市新田本町11番37号

TEL (072) 872-7877(ダイヤルイン)

FAX (072) 872-6515